



養育を担う大人として、愛着の再生とどう向き合うか

日本社会事業大学 社会福祉学部 教授 藤岡 孝志

1.はじめに

ご縁あって、本巻「朋」08号に執筆させていただきましたことになりました。貴重な機会を与えていただきました、中日青葉学園わかば館の近藤日出夫先生に心から感謝申し上げます。筆者が頂いたテーマは、養育を担う大人の側から、子どもとの愛着の絆をとらえなおすことと理解しています。施設臨床に有益な愛着理論を検討することが近年の筆者のテーマですが、見渡しますと、施設での養育そのものを愛着の観点からとらえた研究も非常に増えてきています。また、古くはアンナ・フロイトやハンス・アスペルガー、フリッツ・レドルも施設臨床のあり方に注目してきました。最近の研究でも、反応性愛着障害研究の第一人者のズィーナらも、施設での養育者がその愛着対象としての大人（職員）の子どもに対する数の少なさやシフト等の関係で安定した愛着対象になりづらく、愛着の形成が、（家庭での養育に比べて）困難（愛着行動が出現しづらい）との結論を述べています。しかし、これらの研究の盲点は、施設臨床に特化したさまざまな養育上の工夫を考えることなく、ただ、施設ということだけで、施設職員の配置人数やシフトなどを要因に入れて、子どもたちの愛着スタイルにおける不安定性を指摘している点だと筆者は考えています。愛着理論を基礎に置いた研究であれば、愛着理論に基づく養育をしたうえで、それらの施設の運営形態を批判すればよいと思いますが、そのような着眼点にはなっていません。筆者は、発展途上にある国々の子どもたちの置かれている状況を考えると、社会的養護というテーマは、人類が使命感を持って取り組むべき大きな課題だと認識しています。「施設」という形態にこだわって、社会的養護を推進している我々日本人のミッションは、日本

で得られた知見を世界に向けて発信することであり、特に、ストリートチルドレン、マンホールチルドレン、被虐待、被ネグレクト、貧困、非行、戦争、難民生活、自然災害などによって、施設（やテント、バラック）での生活を余儀なくされている子どもたちと支援者（あるいは実親）との愛着の修復、あるいは再生を臨床現場から理論化し、具体的な支援方法を確立し発信することと考えています。

愛着という考えは、アンナ・フロイトらがその萌芽構築の貢献をし、ジョン・ボウルビィが確立し、マリー・エインズワースやマリー・メインたちが科学的な根拠を示し、さらに、チャールズ・ズィーナやファン・アイゼンドーン、マリー・ドジャーたちが臨床的な適用技法へと発展させてきました。しかし、基礎理論構築においても、里親養育や養子縁組養育、施設養育にしても、上記の人たちが暮らす国々の通常の家庭養育を根幹モデルとしているため、施設臨床の養育技法の中に愛着理論を適用することはあまり発展してきませんでした。

これらのことから、われわれが考えなければいけないのは、施設臨床にどう愛着理論が有益であるのかということ、臨床の実践現場から発信することではないかと考えています。

せっかくいただいた貴重な機会ですので、筆者にとってもチャレンジのつもりで、一つひとつ丁寧に検討すべき課題に向き合っていけたらと考えています。

2.養育者支援（支援者支援）は、子ども支援 —「愛着の器」—

最近、筆者は、子どもたちとの愛着の形成や修復を考える上で、いかに職員が安定しているか、そし



て、不安定になったとしても、そこからのリカバリーを施設がいかに支援、援助しているかということが非常に重要であると考えています。「朋」07号でも重要な指摘がされていましたが、小規模化、グループホーム化の大きなうねりの中で、子どもと職員の距離感が近くなり、また、子どもたちが抱えるさまざまな課題に職員がますます直面をせざるを得なくなってきました。子どもとの信頼関係の構築、強いて言えば、愛着の絆の構築のために小規模化、グループホーム化が推進され、かつ養育家庭ではかなり早い時期から愛着形成という目的が謳われていました。しかし、そのことがかえって、子どもたちの課題を顕在化させ、かつそのことでの職員の疲弊や傷つきを深めていった可能性もあります。子どもの持つさまざまな課題の顕在化はとても重要であり、そこにこそ、専門職集団によって構成される施設の意義があると考えています。ここで重要なのは、社会的養護のあり方としての小規模化、グループホーム化は非常に重要なことであるが、その一方で、職員と子どもの疲弊と傷つきを守る仕組みを、子どもたちと生活、暮らしをともにするうえで、しっかりと考えておかなければならないということです。

「愛着の器」という概念を筆者は提唱していますが（藤岡 2008）、大人が「子どもにとって必要とされる大人」になるためには、5つの要点が必要であると考えています。予測性、感受性、有用性、志向性、存在性です。前者3つは、愛着の基礎理論からの援用であり、後者2つは、愛着臨床アプローチの成果と考えています。予測性は、子どもからみて、養育行動が一貫していて、予測がつくことです。感受性は、子どものニーズをキャッチでき、それに沿った形での関わりができることです。ただ、多少鈍感なくらいのほうが、子どもとの相互性は生まれやすくなります。有用性は、自分が子どもにとって役立つ存在であることを意識し、子どものことに思いを巡らす（後に触れる「メンタライジング」にもつながる点です）ことです。志向性は、子どものことの思いを巡らしながら、いつでも、



「助けて」というメッセージがあればそれに対応する準備をしていることです。先回りをすることは控えることになりますが、子どもの発達段階に即して考えると、要所、要所での支援が必要になります。存在性は、物理的な存在だけでなく、心理的な存在としての自分を意識し、子どもたち一人一人にとって自分がどのような存在として位置づいているか、ということに思いを巡らすことです。職員が運動会を見に行くと、こちらを探してくれている子どもがいるということは、こちらがその子を見つける、見つけないにかかわりなく、その子の心の中に位置づくことを意味しています。また、運動会に行けなくても、運動会でのことを子どもと話題にすることで、職員自身の中でその子の運動会での姿を想像し、そのことを大事にすることで、自分のことを大事にしてくれている職員を、子どもは自分のなかに少しずつ位置付けてくれることになります。この存在性は、施設形態によって異なると筆者は感じています。シフトを組んでいる施設が多いですが、職員が泊まり込んでいる施設では、この存在性の機能は異なっている可能性があります。施設には施設にあった養育システムの構築が必要となるゆえんです。

3. 限界設定の重要性

— 枠の位置づけ、暴力や攻撃行動への対処 —

施設において特に考えておくべき点として限界設定があります。これは、各施設で当然のように行われていることではありますが、施設内でのルールへの提示、



特集：「要保護児童の愛着の絆を取り戻すために」1

やっていいこと、悪いことの明確な提示は、愛着の修復にとってもとても重要です。被虐待の子どもたちは、親による虐待という支配―被支配のなかで生きてきていました。施設に入所したばかりのころは、その残像があり、どこまで悪いことをすると叱られるのか、また、悪いことをしてやはり自分は嫌われる存在なのか、ということを確認しようとする子どもがいます。これは試し行動とも言って、半ば施設臨床では常識の範疇に入っていることです。ルールが決まっている、あるいは、悪いことを悪いと言ってもらえる環境はとても重要です。特に、暴力行動、激しい怒りの表出などの攻撃行動は、情動調整の貴重な機会であり、その調整を誰「と」するのかということの中で、愛着の観点が活きてきます。

これは実際に多くの施設で見られることですが、ある児童養護施設の子どもが語ったこととして、「職員のアさんがいると、自分は、わーとなってしまう気持ちを静めることができると思うけれど、Aさんがなくて、特に、職員のBさんがいると、もう調整できないと思ってしまう。Bさんが一緒のときは、ますますエスカレートしてしまって、我を忘れて、ドアをけるなどいろいろなことをしてしまう」（藤岡 2015 参照）この子にとって、Aさんは、情動調整に有用な職員として位置づいており、Bさんは、いまだ十分には、情動調整と一緒に果たしていくための愛着対象としてこの子の中に内在化されていない可能性があります。しかし、ここで留意しなければいけないことは、職員としてBさんは未熟であると言い切ってしまうと

よいでしょうか。愛着臨床アプローチではそのように考えません。むしろ、これは、職員Aが、実際にその場で調整に援助するだけでなく、すでにその前に、その人が存在するだけで、（この人とは情動調整ができると）予想がついてしまうということです。このように情動調整は、情動調整ができる自分とできない自分という両方に、職員に対する予測性が左右しているということを意味しています（愛着対象の獲得、修復過程）。さらに、職員AとBの役割は異なります。この子の中での、安定性愛着と不安定性愛着の愛着対象の関係の中で同居しており、いうなれば、この過程で、愛着の再生、あるいは、修復が行われている可能性があります。組織として考えると、職員Aも重要ですが、職員Bも非常に重要であり、そのような観点から職員への支援や助言を行っていきます。施設臨床の真骨頂であり、多様な職員集団であるからこそ、子どもにとっての課題に施設を上げて取り組むことができます。

また、子どもたちが攻撃行動に走ったり、暴力行動を示しているときには、攻撃や怒り表出のほうにスイッチが入っており、その入ったスイッチをそのままにして切り替えることができている可能性がありません。ピエール・ジャネはこのことを「解離の後の自動化が起きている」と指摘しましたが、ジャネの重要な指摘は、解離だけでなく、「自己としての統合」がうまくできていないと、人は容易に解離を起し、主体性が低下して、解離行動としての攻撃が起きてくると考えている点です（詳しくは 藤岡 2008）。愛着対象の内在化がなぜ、施設で暮らす子どもたちにとって必要なのかというと、この「主体性の低下をはばむ養育者の存在（愛着対象）」という意味があるからです。養育環境によって（子どもの）主体という存在が大事であると体験できなかった場合、また、そのような体験がなかなか主体性の向上につながっていないと、情動のコントロール場面で容易に解離がおきてしまっている可能性があります。このことは、（子どもの主体を尊重するという）子どもの権利擁護という理





念にもつながる点で、施設臨床を根幹から支えることにあります。愛着研究に多大なる貢献をしたマリー・メインは自身の論文のなかで、虐待をした親は、一種の解離状態にあり、催眠下での意識の変性状態に類似していると指摘しています。なぜ、攻撃的な子どもたちや暴力的な子どもたちに、「絶対暴力は許さない、絶対に人を叩いてはいけない」という枠組みを設定することが大事なのかというと、イライラしたり、不安になったり、怒りが生じてきたときに、主体性の低下を容易に起こさないようにする工夫とも考えられます。そして、「〇〇さん（職員の名前）に申し訳ない」、「〇〇さんに迷惑をかけてしまう」、「〇〇さんを裏切ることになるし悲しませることになる」と子どもたちは、修復されたあるいは再生された愛着の絆を支えにして、「主体性の低下」という不適応行動への入り口へと向き合うことになるのです。枠組みの提示は、誰が提示するのか、その提示者に対する愛着行動が、その枠組みへの従順さ（コンプライアンス）を支えていくと言えます。当然、このような関係性をベースにおいて、職員と子どもは時に意見の食い違いとかでぶつかることもあります。しかし、それは、さらに愛着の絆が深まるチャンスととらえていくことになります。子どもと職員がぶつかるということは、ある意味、互いの存在をかけた真剣勝負ともいえます。その際、職員のFR行動への配慮（子どもを傷つけない、子どもに対しておどおどしない等）は当然必要ですが、職員自身の受ける傷つきや疲弊に対する支援も必要です。この点にもっと注目すべきと、筆者は考えています。

4. 職員の傷つきや疲弊への対処

— 施設として考えるべき、支援者支援 —

職員自身が受ける傷つきや疲弊に注目した概念に、「共感疲労」があります。もともとチャールズ・フィグリーらの二次的トラウマティックストレス研究から端を発したものです（藤岡 2008）。バーンアウト研究とも関連していますが、支援者の傷つき、トラウマ、

疲弊に注目しているという意味で、独自の概念として位置付ける必要があります。バーンアウト研究の第一人者のクリスティーナ・マスラックは、共感疲労の概念について、支援者のトラウマに注目した（バーンアウト概念とは一線を画す）優れた概念と筆者に語ってくれました。組織全体も視野に入れたバーンアウトの概念とは異なり、職員一人一人の個性も（共感疲労を通した）支援者支援では重視します。筆者の研究では、児童養護施設の職員は、共感疲労の度合いによって、三つのタイプに分かれることがわかりました（藤岡 2015他）。「柳に風タイプ」、「中間タイプ」、「横綱相撲タイプ」です。「柳に風タイプ」は、子どもとの対応で生じた疲弊があまり尾を引かず、切り替えの上手な人です。あまり無理をせず、粛々と子どもと関わります。一方で、距離を置きすぎて、職員としては疲れないが、子どもからの愛着行動を引き出せない人もいます。このタイプは、子どもとの距離感のバランスが重要です。また、「横綱相撲タイプ」は子どもたちのニーズを常に正面から受け取り、がっぶり四つになるタイプです。もちろん、このタイプは、子どもとの関わりは深くなりますが、職員の傷つきや疲弊も大きく、自己援助の観点やスーパーヴィジョン、職員支援の観点がとても重要になります。興味深いことに、このあたりの対処がうまくできていると、共感疲労はかなり高いのに、バーンアウト尺度の度合いが高くない人がいます。きつさと仕事上の満足が絶妙のバランスで成り立っている方ですし、仕事のオンとオフをしっかりと分けています。一方で、バーンアウトリスクが高くなるタイプは、ほぼ共通して共感疲労にその予兆が出ていて、高くなっています。共感疲労もバーンアウトリスクも共にその尺度で高くなっている人は、支援者支援の優先対象となります。定期的な健康診断のように、共感疲労やバーンアウトリスクをモニターすることで、職員の離職や休職は回避できる可能性が広がると実感しています。特に、新人職員及び2、3年たったところでの職員のバーンアウトリスク



の低減は、児童福祉施設全体をあげての課題だと思いますし、グループホーム化、小規模化の大きなうねりの中で、職員を守るためにもとても重要な観点だと考えています。

5.おわりに

小規模化、グループホーム化に対する対処としての養育方法の見直しと養育者支援というテーマに対して、主として愛着と支援者支援の観点で記述してきました。筆者は、施設臨床の真骨頂は、子どもと養育者が「生きている時間を共有」することだと考えています。それが子どもたちの暮らしを支える基本です。生きてい

る時間を共有し、そのことを子どもたちとともに実感し、かつ、そのことを子どもにしっかりと伝えること（子どもに思いを巡らし、お折に触れてそのことを言葉にすること）は、日頃から「引継ぎ」（情報共有だけでなく子どものことを語る）や「折に触れて、職員間で子どものことを語ること」で磨かれていきます。そのことで、子どもたちは、自分の内面を理解してもらえたという実感を手掛かりとして、「他者への共感力」を育てていきます。被虐待児や被ネグレクト児にとってとても重要な「生きていく力」です。大人のほうが自分のことを棚に上げて、子どもにばかり共感性を求めるのは無理がありますし、うまくいきません。そのあたりを明確にしようとしている概念が、ピーター・フォナギーらが提唱している「メンタライゼーション」であり、施設臨床でもっと意識していく必要があると考えています。以上を踏まえ、最後に「職員支援は子ども支援、子ども支援は職員支援」ということが、小規模化、グループホーム化と合わせて、施設臨床の根底に深く位置づけることが重要であるということを改めて提言させていただいて拙論を閉じたいと思います。

参考文献

（紙面の都合で、以下の2点に限定しました。他の引用については、下記の論文を参考にしてもらえると幸いです）。

藤岡孝志 2008 愛着臨床と子ども虐待 ミネルヴァ書房

藤岡孝志 2015 施設臨床における「養育者－子ども相互性」支援システムの構築

－共感疲労とFR行動、メンタライジングに焦点をあてて－

日本社会事業大学研究紀要 第61巻 113－135（日本社会事業大学HP リポジトリ から入手可能）



特集：「要保護児童の愛着の絆を取り戻すために」1



非行少年との出会いのなかで気付いたこと

～少年院における社会福祉士の実践から～

愛知少年院 社会福祉士 池知 佳代子

はじめに

少年院の面会室で、母親は少年にこう告げたのでした。

「あなたがそんなふうに思っていたなんて知らなかった。今まで気づかなくてごめんなさい」。

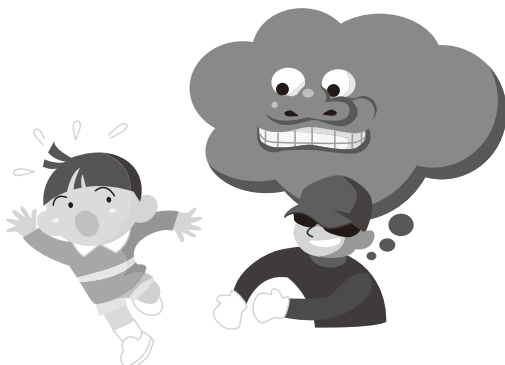
この面会に同席をしていた私は、胸に熱いものがこみ上げました。「私も、母に謝ってもらいたかった」。

遠い昔「母親」という力に屈服していた幼い私の歴史が蘇ってきたのです。

この少年をAと呼ぶことにします。私がAを初めて見たのは、社会福祉士として少年院に勤務して半年ほど過ぎたときでした。決して小さくない犯罪行為のため少年院に入ってきたAは、その罪を認めず、ここに来ることに関係したすべての関係者を恨み、報復を口にしていました。私は当初、この少年が更生する姿が思い描けず、Aへの印象は正に「モンスター」でした。しかし、冒頭の面会の場面が訪れたのです。

Aが経験した出来事が私の過去の一場面と重なりました。

それは、「モンスター」であった彼が、私の中で「小さな私」になった瞬間でした。



私が少年院という司法の世界に入り、福祉支援の仕事を行うようになってもうすぐ3年になります。求められたテーマは「現代の非行少年の特徴と愛着の関係、支援者へのメッセージ」ですが、「少年の非行」という大きな問題について、まだ経験の浅い私には何も語ることはできません。そこでテーマを自分なりに「彼らを支援する業務の中で感じていること」と解釈して、今回の執筆にあたり、少年院の社会福祉士の業務を紹介しながら、私が日々感じていることを述べていきたいと思います。

少年院の社会福祉士の業務

愛知少年院は、暴走族や暴力団関係者等の粗暴な非行少年のみでなく、平成25年度から新たに「知的障害や非社会的な問題傾向を非行の一因とする少年」を収容しています。そのため同年から社会福祉士が配置され、少年鑑別所で「障害を持っていると診断された少年」を主に担当して、社会復帰支援を行っています。

少年院は、期限が決められている刑務所と違って、引受先がないと仮退院として出ることができません。親が拒むなどの理由で引受先が決まらなると、結果として、長く少年院に収容されることになります。

少年院の社会福祉士の業務は、このような帰る先のない少年の行き先となる施設を探したり、入所先での生活、就労の支援を行ったりすることです。少年が地域へ戻れるように家族の調整を行う自治体、児童相談所、相談支援センターや医療機関と連携するなど、少年の社会復帰の支援に必要な事項の橋渡しを行っています。

難しいのは、このような支援を受けて、衣食住の経済的な安定が与えられても、再度、非行に手を染めて



特集：「要保護児童の愛着の絆を取り戻すために」1

しまう少年もいることです。たとえ生活が安定したとしても、非行につながる本人の孤独を埋めることはできなかった、または本人の生きる意欲を高める支援ではなかったということが、後からみえてきます。三重県の矯正施設への支援センターである地域生活定着支援センターに勤務している小野田正晴氏は、このような状況を踏まえ、少年の非行に至る「自尊心を低下することになった原因」や「生きる意欲を失った経過」を知ることが必要であり、支援には「自己実現のためのアプローチ」が必要であると述べています。

冒頭の少年の経過

冒頭に紹介したAは、発達に障害を持っていました。少年が抱いていた母親への不満について、担任の教官が少年に丁寧に聴いていったところ、その不満の内容はかなりAの思い込みに近いものであることがわかりました。たとえば「母親が自分に虐待と称するような行為を行った」や「弟に貸すように言われて貸したおもちゃがそのまま紛失されたこと」について、Aは母親に対して異常なまでに怒りと悲しみを持っていたのです。少年の気持ちを教官から知らされた母親は、記憶にもない内容に驚きながらも、これが少年の心に深い傷になっていることを理解し、教官ら支援者の助言に同意してくれました。それが冒頭の言葉となったのです。

母親の言葉を聞いたAは、このときは無表情のまま、小さくうなずくだけで、目に見えた変化はありませんでした。しかし、担任の教官の話では、この日から母親への不満は一切語られなくなったそうです。こころなしか、私に対しての表情も和らぎ、私との面接でも、彼がよく聞こえる位置に移動してきました。私の気持ちの変化など知る由もないAでしたが、私と彼の心の距離は近づきました。

少年院の法務教官は、少年に対して頭ごなしに否定したりせず、根気強くAの心を開くまで話を聴いていました。いつも彼の側に立ちながら、少年院の中で起

こる事案に対して「君の言っていることは一般的に言くと、受け入れられることは難しいこと」と、心の歩みとともに、客観的な事実を伝えていきました。このように、寝食をともにして、長い時間Aとかかわった法務教官ならではの関わりが、Aに変化をもたらしたと思います。

そして、教官らと根回しを行ったあと、面会室で母親と彼が「直面した」ことは、改めて彼の更生に大きく影響する出来事であったと思っています。Aの母親に対する恨みや怒りは「過度の一般化」によるものであり、世の中の大人、そして社会に対しての恨みと怒りになっていましたが、母親への恨みと怒りが収まると、大人や社会に対しての恨みや怒りも収まったということでした。

親への愛着と非行との関係

Aは、幼少の頃に母親から受けた嫉を虐待ととらえ、兄弟間で愛情の差別があったと思い込んでいました。母親から愛されていないと受け止め、自分を「生きている価値のない存在」と思い込んだ感情が「恨み」に転じたと考えられます。人間不信になり、攻撃的になったAは、母親からの叱責や同級生からのいじめによって、社会への恨みと不満を強く抱きました。Aの非行は、その腹いせのためであったと私は推察しています。

Aの非行に至る攻撃的な言動や考え方などの問題行動を改善するためには、前述の「生きる意欲を失った経過」、「社会に対する恨みの内容」、「恨みを晴ら





すために攻撃したいと思った理由」について、明らかにすることが必要です。

Aの中の「こだわり」や「母親を許せない気持ち」について、Aと信頼関係を構築してきた法務教官ら支援者が、親子関係の仲介役になり、Aには、母親の言葉を時に翻訳して伝え、母親には、Aの気持ちと対応の仕方を、理解を求めながら伝えたのです。これは、関わった支援者がAから信頼を得ていたからこそ、Aの気持ちを理解でき、母親との関係に踏み込めたと言えます。

このように、親子関係の修復には、第三者の介入が必要な場合があり、少年院にいる間は比較的その介入がしやすい環境にあります。母子関係に第三者が介入して、結果的に関係を修復する過程の中で、Aは母親から「見捨てられていない」と感じることができるようになりました。その数か月後、少年院を出るための生活設計を立てるときには、Aは社会での生活について前向きにとらえることができるまでになりました。

少年院の中で、矯正教育を受けることに困難さが顕著に表れる少年の問題性をあげると、Aのような発達障害のほか、虐待経験、境界性や反社会性のパーソナリティの問題と大きく3つあげられます。

岡田クリニックの院長である岡田尊司氏は、幼少期の親（母）子関係で形成された愛着の関係が、発達や人格形成の土台であると述べています。また、土居健郎氏は、それらに関係が深い問題として「愛着と甘え」の問題を抱えていると述べ、母子関係の中で、「甘えたいのに甘えられない」という屈折した自己愛的甘えが「ゆがんだ甘え」になり、「恨み」に変わりやすいと述べています。

前述のAと母親との関係で言えば、Aの障害からくるこだわりや認知のずれからくる母親への思いが、「甘えたいのに甘えられない」という感情になり、「恨み」に変わった、というプロセス構造がうかがえます。Aの場合、認知のずれの構造が比較的単純であり、信頼を得た者が丁寧に説明をすれば理解ができる

少年であったため、第三者である少年院の職員が間に入ることで、母子間の絡まった紐を解きほぐすことができたと思われます。

ただ、このような絡まった紐がときほぐされたケースばかりではありません。少年の認知のずれを修正し、親子関係の修復をスタートしようと思っても、これまでの少年の非行に親の方が疲弊しきっていて、少年のことはこりごりであると、すべての関わりを拒否する場合があります。

愛着の問題を抱えた少年への対応

少年院に収容された少年の親の中には、小学生のときから、やんちゃな行動のために学校から、警察から、児童相談所から呼び出され、そのたびに仕事を休まざるを得なくなった親、どちらかの片親の場合、収入も不安定になり、経済的にも厳しい生活を送ってきた親もいます。その苦労のあげくに、少年が少年院に収容されたことで、金輪際関わりたくないという親の気持ちは、察するに余りあります。少年院に在院中に、電話等で親に働きかけるも、全く応じず、親が行方不明になったケースもあります。

ただ不幸なことに、親の側の苦労は少年に通じていないことが多く、少年は、親が引き取りを拒否すると「親のくせに自分を見捨てるのか」という恨みを抱きがちです。親が悪いという気持ちが募って悪循環となり、親子関係の修復はかなり難しくなります。

親が少年の引受を拒否すると、精神的に未熟な少年にとって、心のよりどころが欠けた状態になり、自暴自棄を引き起こし、更生の支援が届きにくい状態になります。この場合、少年院を出たあとの生活場所は、施設になることが多いですが、親との絆が切れている場合、社会での生活に対し、更生への動機付けが期待できないことが多いです。前述の「愛着と甘え」の関係をひきずり、持って行き場のない怒りが「恨み」に転じ、新たな非行を生み出してしまう危険があります。

虐待を受けた少年の場合、「自尊感情を高める」ど



特集：「要保護児童の愛着の絆を取り戻すために」 1

ころか、自分が生まれてきて良かったのか、生きていて良いのか、という問題に直面しています。根本のところ「心が壊されている」または「心が育っていない」ため、関わるこちらが無力感に襲われることも少なくありません。虐待を受け、心の育ちが欠けている場合、大人に不信感を持っている少年が多いですが、中には不信感を持ちながら、保護してくれる大人を強く求めている少年もいます。そのため、少年院を出たあと社会において、悪質な大人から距離をおくことが容易ではないという心配があります。

少年が幼少時に与えられるべき愛情をかけてもらえなかった場合、もう一度親が「そだて直し」を行い、少年も「そだち直し」をするという過程が必要になります。それは、再度、親が行うのが最善ですが、それがかなわない場合は、親の役割を第三者が代わって行うことが求められます。

前述の岡田氏は、愛着と甘えの問題を抱えている場合、親がしてくれなかった役割を一時的または長期的に第三者が担い、よい「安全基地」を確保することが必要であると述べています。岡田氏によると、よい安全基地とは「一緒にいても傷つけられない安全性、気持ちを持ってくれる共感性、求めたときにすぐに応じしてくれる応答性、気分が左右されず一貫した対応を行う安定性、心に抱えているものをさらけ出して話せる関係性」です。これについて法務教官である伊藤真名世氏は、愛着と甘えの問題を抱えている少年への対

応として、少年院の職員に「安全基地」を求めることは、少年院の処遇システムが集団生活のなかで規律を守る処遇であるため難しいと述べています。伊藤氏は、少年院内で前述の少年に対応するには、他の少年のケアに配慮するなど、職員内で知識の理解や情報の共有を行い、組織として処遇方針を統一していく必要があると述べています。今後、少年院に「愛着と甘え」の問題を抱えている少年の収容が増加すると思われる今日、少年院の処遇の限界と、それを越える、より専門的な処遇について考えていく必要があると思われます。

大正大学の玉井邦夫氏は、虐待等によって傷ついた子どもの心を回復するには「世の中にはあなたを暴力や暴言によって、傷つけたりしない大人もいること」を伝えていくこと、と述べています。また、その心が癒される仕組みについて「コップに入った透明な水の中に赤いインクが入った水は、二度と透明な水には戻らないが、コップに透明な水を注ぎ入れることで、コップの中は透明な水に近づいていく」という構造であると述べています。少年院に収容された少年の中には、法務教官に出会って、初めて信頼できる大人に出会えた、と話す者もいます。「この社会には、信頼できる大人もいるんだ、そのような大人に関わることも、わりと良いものだ」と感じてほしいものです。

また、他者と心を通わせることが苦手な円滑な対人関係を築くことが苦手な少年にとって、信頼関係を築いてきた数少ない支援者が、継続し一貫して関わる体制が必要であると考えます。少年が事件を起こした後は、縦割りの司法の機関が対応するため、機関ごとに支援者が代わってしまいます。そのために、少年院の支援として、地域の支援者へ少年院から支援を継続できる体制をつくり、一貫して関われる支援者につないでいくことを目標に行っています。少年院法が改正され、少年院を退院してからも相談できる制度も明文化され、退院後の少年の相談にも応じることができるようになったことは、少年のフォローアップに関わることができ、大変意義が大きいことです。





現代社会の生活環境の変化から

戦後、高度経済成長時代を経て、産業が発展し生活が豊かになりましたが、利潤を生むことが優先され、人が人らしく生きる基盤が崩されていき、気付けば競争社会、能力至上主義の社会になってしまいました。現代は、そういう社会で生きてきた子どもが大人になり、親になっている世代です。子どもは、幼いときから、年齢に応じてできることが定められ、他の子どもと同じようにできることを強いられ、出来ない子が排除される雰囲気の中で生きています。子育てを担う親は、自己責任の名のもと、周囲から排除されないように、非難されないように、生きていく傾向があります。このような子育てをしている現状は、核家族化、少子化の風潮と相まって、親にとっては大変孤独な子育て環境になっていると言えます。

矯正施設で法務技官として勤務していた小栗正幸氏は「勉強がうまくいっていない子どもには、親や教師の期待に応えられない自分の姿、友達に負けている姿がありありと見えてしまう。このような状況の中で、子どもの健全な自尊心など育つはずがない。勉強が出来ないことの結果として起こる自尊心の低下が、非行、不登校、いじめなどなどの事象の「もと」にある（筆者要約）」と述べています。子どもの心に「生きている価値のない存在」を植え付けた原因は、この社会に大いに責任があることを、この社会をつくってきた大人の一人として、責任を感じます。

アトム保育所の元副園長の市原悟子氏は、アトム保育所の中で、子どもたちの保育の方針として「一人一人の発達や感じ方が違う個性を見つめること」「自分の気持ちを話せる自己表現の力をつける」「自分と違う人とつきあっていく人間関係を築く力をつける」を保育の柱としています。これらは、現代の子どもたちに身に着けていくべき力であると思います。

私は、少年院の少年と話しをするときに「どんな気持ちだった?」「何がいやだったの?」「本当はどうしてほしかったの?」と、これまでの少年の非行の話や、

辛かったこと等のエピソードについての話の折に、そのときの気持ちを問いかけます。このような問いに慣れていない少年たちは、大概「何も考えていない」とか、「覚えていない」と言います。しかし、問いを投げかけた私に対しては、次に会ったときには一歩心の距離が近づいているように感じます。少年たちは、自分の気持ちがどのようなものであるのか、これまで気づいてこなかったように思います。だから、イライラしたとき、おもしろくないときに、感情が先に反応して衝動的な行動に走ってしまうのです。そのため、どのような感情から私に話してくれた行動になったのかを、私からの問いに答えることで、少年が自分の感情を意識します。少年に「そのときの気持ち」を問いかけることによって、彼らが自分の感情に気づいていくと、行動に変化がみられます。「子どもは、友達や大人らとさまざまに関わり、感じながら内面を育み、自分をつくっていくものである。その中で、悔しい、悲しい、楽しい、うれしい、という生の気持ちを感じることに、また、そのような感情を持った自分を感じる時間は、人として生きていくための原点であり、この積み重ねが、自分を確立する（筆者要約）」と市原氏が述べています。

現代の教育方針は、「できた」「できない」という評価で生きてきて、おそらくその評価がすべてであったと思われます。市原氏は「できた」「できない」という評価では、「感じる自分」「考える自分」が失われてしまう、子どもは小さくても幼くても、敏感に大人と同じように感じ取っていることがあると述べています。その「こころ」の動きに丁寧に関わり添い、子ども自身の感じる機会を大切にすることが、自分を信じ、自信をつけることにつながります。このような構造を理解することが少年を理解することになり、支援の一歩が始まります。少年院の中でも、少年たちに関わる基本としています。



特集：「要保護児童の愛着の絆を取り戻すために」1

「支援」とは何か

社会福祉の支援は、「目にみえない技術を駆使して目に見えない援助行為の連続」（奥川）です。相手の少年の世界を自分の目で見るため、自分の価値観やものの見方を透明にして相手の話を聴かなければなりません。そのために、自分の価値観は何か、自分はどのようなものの見方をしているのかを、知っている必要があります。

長年私が、援助技術のバイブルとしている奥川幸子氏の著書「未知との遭遇～癒しとしての面接」には、「相手との面接の場面では、相手の言葉や身体から発しているメッセージを私自身の身体に浴び、一度自分自身の身体の中に入れてから、相手に返す。返すときの言葉や身体言語などは、私という存在全体から発せられているものである」と書かれています。

少年院の少年たちのここに至るまでの経緯を、少年簿等を読んで知るにつけ、その中には、両親の離婚、親からの虐待、いじめの経験などの不遇な環境の中で育っていることがとても多いことに気がきます。その意味では、岡本茂樹氏が述べるように、少年たちは非行の加害者でありながら「被害者」の側面も持っています。この「被害者」性に目を向けることが重要であり、それを踏まえて非行に至る原因、背景を理解し、対応することが、少年の実情に沿う支援の方針を見出すことにつながると考えます。少年の心のなかの「うっ積しているもの」を吐き出させ、少年の本音を引き出さない限り、支援の糸口は得られず、反省や更生の道にはたどりつけません。このことの重要性は、「非行を経験し、今は非行や犯罪をせずに社会で生きている者が、今の非行少年を支援する」NPO団体の活動からもうかがえます。彼らの支援に対して、少年が本音で対応し、支援者に絶大なる信頼を寄せている姿を目の当たりにしました。「少年の側に立った支援」がいかに大切かを痛感させられます。

少年の生育歴から被害者性を伺うことは、彼らがこれまで受けてきた悲しみ、痛みという「心と体に刻

印されたもの」を、私自身の「心と体に刻印されたもの」に触れるものである、と奥川氏が述べています。このように、私は彼らの体験を、意識的にも無意識的にも私自身の体験から理解をしています。私自身が「親や学校の教師から、理不尽なことを言われて納得できないまま力で押さえられたこと」、「自分がこの世で一番ダメな人間だと苛まれ苦しんだこと」を思い起こすことで、彼らの受けた事柄の心情を想像します。私も、理不尽な対応をされた過去のことは、決して許したわけではありませんが、理不尽なことの数の多さに、普段は忘れていただけです。少年たちの話を聴き、少年たちの心情に触れることは、私自身が過去に、理不尽な思いを持ちながら、たった一人で悲しみに包まれていた「小さな私」に手を差し伸べることに思えます。この作業は、私の情緒をかなり動かし、相手の少年に「のめり込む」と言って良いでしょう。感情的な情緒が強いと、相手を観る目が狂いがちになります。しかし、奥川氏が述べるように「援助者側の情緒がまったく動かされないという無味乾燥は援助では、対象者も対象者の状況も動かせないし、相手が潜在的に持っている力も引き出せない」とあるように、相手の少年に「のめり込む」能力も、時には必要であると思います。実際に、少年への深い理解の中で、相手が変わる、または状況に明るい兆しが表れるという体験は、少なからずありました。

観念的な話になりますが、支援者としてできることは、少年の言い分を「少年の側に立って傾聴し理解すること」、これに尽きると思っています。理解に努める過程で、神様が自分を支援者として認めてくれるのではないかと。相手がどんな人であっても尊大にならず、自分自身に謙虚になった者だけが、支援者として認められ、支援が必要な人の救われる方法が自分に与えられる。「対人援助の仕事」とは、そういうものではないかとこの仕事の中で感じています。

冒頭の少年Aが、母親に対し、葛藤を抱えていたことが、Aと母親との面会の場面で私自身の母親との葛



藤の歴史に重なりました。意識はしていませんでしたが、自分のなかにも葛藤があることを、少年院の少年に出会い、向き合い、聴くことで気付きました。私が自分の親に謝って欲しいと思っても、それは永遠に実現しない今、この出会いを通じて自らとの対話を深めることができることに感謝します。

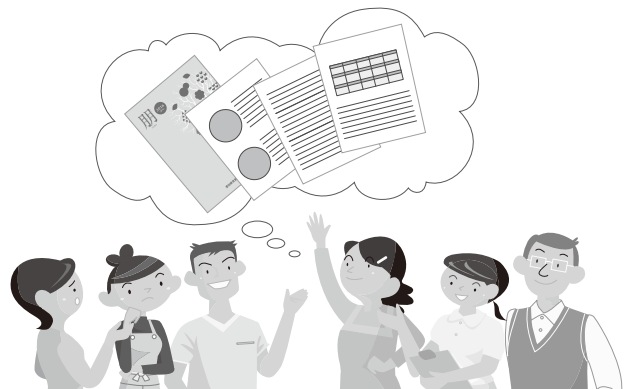
おわりに

ともに支援者である精神科医師の言葉です。「どんな難しいケースでも粘れば必ず何とかなる」。この「粘る」とは「決して見捨てないこと」でした。

少年院に収容されている少年の中には、親に、友達に、学校に見捨てられたかもしれない。でも私は見捨てない、この姿勢をずっと持っていたいと思います。とはいえ、現状は問題が山積みのため、押しつぶされそうな毎日です。そんな中、少年院の職員や地域の支

援者とともに、少年たちへの理解を通して、必要と思われることをこれからも考えていきたいと思います。

最後になりましたが、このような機会を与えていただいたことで、あらためて自分の仕事を振り返ることができました。また、初心に返るという謙虚な気持ちになりましたこと、「朋」の発行にご尽力くださっている方々に感謝いたします。



引用文献、参考文献

- 小栗 正幸 (2015) 「ファンタジーマネジメント」 ぎょうせい
- 小野田正晴 (2014) 「福祉支援と犯罪」 「司法福祉学研究」
- 岡本 茂樹 (2013) 「反省させると犯罪者になります」
- 田丸 敏高 (2011) 「子どもの発達と学童保育」 福村出版
- 岡田 尊司 (2011) 「愛着障害」 光文社
- 伊藤真名世 (2010) 「いわゆる処遇困難少年にどう向き合い、あるいはどう寄り添うべきか」 「司法福祉学研究」
- 玉井 邦夫 (2009) NHK追跡AtoZ 「虐待の傷は癒えるのか」
- 土居 健郎 (2007) 「甘えの構造」 弘文堂
- 市原 悟子 (2005) NHK「こどもプロジェクト「裸で育て君らしくー大阪アトム共同保育所ー」
- 奥川 幸子 (1997) 「未知との遭遇 癒しとしての面接」 三輪書店



障害者と共に暮らして ～「家族」のあり方を考える～

グループホーム夕風 世話人 八色 知津子



「家庭」の雰囲気大切にしている
グループホーム

最近では自然災害も、人為的な事件事故も、今までの日本では考えられなかった想像を絶するような内容のものが多く、テレビで流れるたびに、暗く、重苦しく、悲しくてやりきれない気持ちになります。また、こどもの自殺、いじめ、虐待、高齢者の介護からくるものなど、家族だったらと思うと、耐え難い気持ちと、一生癒えることのない苦しみであろうと思い、他人事とは思えず、そんなニュースに耳を傾けるのも嫌になります。

「家族」という小さな集団。そこには無償の愛があり、愛に育まれてこどもは育ち、その成長を見て親は学び、祖父母は喜び、幸せを感じる。家族があるから、生きてゆける。家族が待っているから、そこへ帰る。家族と一緒に幸せになれる。そんな家族の中で、人としての基本を学び、大人への道を歩いてゆく。

しかし、私が始めた障害者のグループホームの人たちは、そんな「家族」というものからかけ離れて生きてきた男女8人です。

好むと好まざるとにかかわらず、障害ということで虐待を受け、施設に入れられ、時間の経過とともに家族の構成も変わり、結果的に家族を失った人たちです。同じ施設にいたこともあって、お互いの顔は知っていても、一緒に暮らすのは初めて。

日々、寝食を共にして生活していく中でお互いを認め合い、必要以上の介入はせず、うれしいことも悲しいことも分け合い、相手の悪いところや嫌なところには触れず、困った時には助け合って、自然に「家族」ができてあがっていました。

私が考えたわけでもなく、強制したり指示したりしたこともないのに、10年を経て「家族」になっていました。

最近60歳にして母を亡くして悲しんでいる私ですが、彼らはとっくの昔に父を失い、母に捨てられ、兄弟には

会えず、一人ぼっちなのに、そんなことは口に出さず私を温かく見守ってくれました。

気のきいた言葉などありませんが、「家族」を失ったものにしかわからないぬくもりや、まなざしがそこにあり、伝わってきました。

どんな人も、人は一人では生きてゆけません。「一人一人の命は地球より重い」ありきたりの言葉ですが、どんな時もこの言葉をかみしめています。

その人が、その人らしく暮らせるようにサポートしてゆく、これが私に与えられた使命と思っています。温かな、笑い声の絶えない「ふつうの暮らし」「ふつうの家族」をこれからも大切にしたいと思っています。

そんな中、今年4月に「障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくること」を目的とする、障害者差別解消法が施行されました。私たちも、チャリティーコンサートを通してこの法律の理解と協力を訴えました。

しかし、7月の相模原での事件を目の当たりにして、特に障害者に関わる人や親御さんが大きな不安や恐怖を持ちました。これが日本で起きた事件であることすら、信じがたい心境でした。嘘であってほしいと心から思いました。

いろいろな意味で、障害者にとっても、支援する者にとっても、本当の豊かさにはまだまだ程遠いと感じるこの頃です。



春のお花見(左)、夏のバーベキュー(右)は皆さん楽しみにしている年中行事